

定 款

公益社団法人京都不動産研究協会

公益社団法人京都不動産研究協会 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人京都不動産研究協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を京都市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、不動産の流通、法令及び税務に関する調査研究を行い、不動産に関する相談及び助言をもって一般消費者の利益の擁護又は増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 不動産に関する相談会の開催
 - (2) 不動産の税務に関する出版物の刊行
 - (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、京都府において行うものとする。

第 3 章 会 員

(会 員)

第 5 条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 不動産に関する学識経験を有する者であって、次条の規定により理事会の承認を受けた者
- (2) 名誉会員 この法人に対し特に功労のあった者のうちから理事会の議決をもって推薦する者

2 前項各号の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する社員とする。

(入 会)

第 6 条 新たに正会員となるには、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、入会時及び毎年、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(退 会)

第 8 条 会員は、いつでも理事長に届け出て退会することができる。

2 会員が死亡したときは、当該会員は退会する。

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当したときは、総会の決議によりこれを除名することができる。

(1) この法人の名誉を毀損したとき。

(2) この法人の目的に反した行動をしたとき。

(3) 会費を6ヶ月分滞納したとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から一週間前までに当該会員に通知し、かつ総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 会員を除名したときは、理事長は本人にその旨を通知しなければならない。

(会費の返還)

第 10 条 退会又は除名された者は、既納の会費の返還を請求することができない。

第 4 章 総 会

(構 成)

第 11 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 定款の変更

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) 入会金及び会費の額

(7) 不可欠特定財産の処分の承認

(8) その他総会で決議すべきものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要に

応じて随時開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第15条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 正会員は、総会において各一個の議決権を有する。

2 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総正会員の半数以上でかつ総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解 散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 5 章 役員、顧問及び相談役

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 6名以上12名以内
 - (2) 監 事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、1名を会計理事とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団・財団法人法に規定する代表理事とし、前項の副理事長及び会計理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び会計理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、その理事及びその配偶者又は三親等以内の親族等である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の役員又は使用人若しくは職員である者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表して、業務を総理する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、日常の業務を執行する。
- 4 会計理事は、この法人の経理を担当し、出納事務を行う。
- 5 理事長、副理事長及び会計理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。

(顧問及び相談役)

第26条 この法人に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者の中から、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

- 3 相談役は、役員経験者の中から、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 4 顧問及び相談役は、この法人の運営に関する重要な事項について、理事長の諮問に応ずる。

第 6 章 理 事 会

(理事会の設置)

第 27 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権 限)

第 28 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び会計理事の選定及び解職

(招 集)

第 29 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 30 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 32 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、一般社団・財団法人法第 95 条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録に署名し又は記名押印する者は、理事会に出席した理事長及び監事とする。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(基本財産)

第 3 4 条 この法人の資産のうち、設立当時の寄附金 3 0 万円は、一般社団・財団法人法第 5 条第 1 6 号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第 3 5 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 3 6 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 3 7 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿（会員名簿）を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第38条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第3号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号、以下「公益法人認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

- 1 この定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に規定する登記をすることを停止条件として効力を生ずるものとし、当該登記をした日から施行する。

- 2 この法人の最初の理事長は横田幹夫、副理事長は大工園隆及び濱田昭、会計理事は吉村政彦とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。